

I 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向①

1 法制定の背景

我が国は、障害者の権利擁護に向けた取組の国際的な進展を踏まえ、平成19年に障害者の権利に関する条約に署名、以来、国内法の整備を始めとする障害者施策に係る取組を進めてきた。

この取組の一環である、平成23年の障害者基本法の改正により、基本原則として差別の禁止が規定され、平成25年6月に同規定を具体化するものとして、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が制定された。

障害者施策に係る主な取組

- ・平成18年12月 第61回国連総会において障害者の権利に関する条約を採択
- ・平成19年 9月 我が国による障害者の権利に関する条約の署名
- ・平成23年 6月 障害者虐待防止法成立
- 8月 障害者基本法改正 ※「差別の禁止」を基本原則として規定
- ・平成24年 6月 障害者総合支援法の制定、障害者優先調達推進法成立
- ・平成25年 6月 障害者差別解消法成立 ※改正障害者基本法における「差別の禁止」の基本原則を具体化
障害者雇用促進法改正（雇用の分野における障害者差別を禁止）、公職選挙法改正
- ・平成25年 9月 障害者基本計画（第3次）閣議決定
- ・平成26年 1月 我が国による障害者の権利に関する条約の締結

○障害者基本法（昭和45年法律第84号）（抄）※平成23年8月5日改正
（差別の禁止）

第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を 図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。